

仕様書

1 件名

小児救急夜間診療所電子カルテシステム等賃貸借（長期継続契約）

2 目的

春日都市小児救急夜間診療所において、診療情報の適切な管理と夜間救急に求められる迅速・正確な医療提供を実現するため、電子カルテシステム及びWEB問診システム（以下「電子カルテシステム等」という。）の導入及び導入後5年間の保守を実施するものである。

3 賃貸借物件

クラウド型電子カルテシステム等及び機器一式

対象製品：① エムスリーデジタル（エムスリーデジタル株式会社）
② デジスマ診療（エムスリーデジタル株式会社）
③ ①及び②に対応する端末等（仕様書項目9参照）

4 設置場所

春日都市中央六丁目7番地2別館1階 春日都市小児救急夜間診療所

- ・診療日：月曜日～金曜日（祝休日、年末年始を除く）
- ・診療受付時間：午後7時～午後10時
- ・年間患者数（想定）：500人～1,000人程度
- ・診療科目：小児科（内科系疾患のみ）
- ・院内処方を実施（原則1日分の処方）

5 契約期間

契約確定日から令和13年6月30日まで

※ 契約締結後から令和8年6月30日までを準備期間とする。

6 貸借期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60か月）

7 業務内容

春日都市小児救急夜間診療所電子カルテシステム等の導入にあたり、以下の業務を実施する。

- (1) ソフトウェア及び機器の調達
- (2) ソフトウェア及び機器の設置及び設定
- (3) 電子カルテシステム等の稼働確認
- (4) 貸借期間におけるソフトウェア及び機器の保守

8 ソフトウェア

次に掲げる要件に対応できること。

- ① 患者受付業務（患者個人（保険等）情報登録・管理）を行えること。
- ② オンライン資格情報を用いて保険及び公費情報の情報が取得できること。また、患者情報の頭書自動転記機能を有する事
- ③ 医療扶助のオンライン資格確認が行えること。
- ④ PMH医療費助成のオンライン資格確認が行えること。
- ⑤ 病名登録業務（病名登録）が行えること。
- ⑥ 外来会計業務（診療報酬請求額の算定・調剤を含む）が行えること。
- ⑦ カルテ作成業務（ID管理含む）が行えること。
- ⑧ 文書画像管理機能を有していること。

- ⑨ 診察前にタブレット等を用いて患者からのヒアリング（問診）内容を取得し、診察に反映させる機能を有すること。
- ⑩ カラー薬剤情報文書発行機能を有していること。
- ⑪ 会計管理業務（会計計算に基づく診療情報管理）が行えること。
- ⑫ 収納業務（収納・未納情報管理）が行えること。
- ⑬ 保険請求事務（光学ディスク及びオンラインによる電子レセプト請求）に対応できること。
- ⑭ 医療レセプト業務（診療報酬請求明細書の作成）が行えること。
- ⑮ 電子レセプト請求に対応していること。
- ⑯ レセプトチェック機能（保険・年齢等によるレセプト点検）を有していること。
- ⑰ 保険、患者条件、病名チェックが行えること。
- ⑱ 統計業務（日次、月次、年次、随時）が行えること。
- ⑲ データベース管理業務が行えること。
- ⑳ 法改正等に伴う診療報酬点数表及び薬価の改定、様式変更等に対応してシステムのバージョンアップが自動で行えること。
- ㉑ バックアップ、リカバリ機能等を有していること。
- ㉒ クラウドサーバへのバックアップが自動で実行できること。
- ㉓ 国保総括表発行機能を有していること。
- ㉔ 請求業務（支払基金等に提出する診療報酬請求明細書の作成）が行えること。
- ㉕ 請求管理業務において、増減情報登録業務（請求・保留・払戻・査定等の登録）及び管理台帳編集業務（登録された増減情報別の台帳を出力）が行えること。
- ㉖ 調定統計業務（請求先等別に調定内訳一覧表の作成）が行えること。
- ㉗ 請求・調定に集計されたデータを個別に確認することができること。
- ㉘ 診療報酬明細書の保管、検索、閲覧が行えること。
- ㉙ 端末画面への診療報酬明細書の表示できること。
- ㉚ 診療報酬明細書の印刷ができること。
- ㉛ 診療報酬明細書の内容を5年間以上保存可能なこと。

9 ハードウェア

次に掲げる要件に対応した構成とすること。

(1) 基本性能

ハードウェアの処理性能及びデータ保存量等の基本性能（C P U、主記憶装置及び内蔵ディスク装置容量等）は、システムの安定した運用を実現するものであり、患者数増加等によるシステムへの一時的な負荷により、処理速度が著しく低下しないよう考慮すること。

(2) インターフェイス

各ハードウェア、データ通信量及び接続する連携システム等に適したインターフェイス、通信機能（L A N等）を有すること。

(3) 機器構成

① デスクトップP C	1 台	※診察用
液晶モニタ（23.8型ペンタブレット）		
② デスクトップP C	1 台	※受付・オンライン資格確認用
液晶モニタ（21.5型FHDモニタ）		
③ ノート型P C（16型）	3 台	※診察、調剤、受付用
④ カラープリンタ	2 台	※診察、調剤・受付用
⑤ モノクロレーザープリンタ	1 台	※受付用
⑥ A4スキャナ	1 台	※診察用
⑦ セキュリティルーター	1 台	
⑧ W i f i ルーター	1 台	
⑨ その他ネットワーク部材	一式	

※オンライン資格確認に必要な顔認証カードリーダーは発注者が用意する。

なお、接続設定は受注者が行うものとする。

10 セキュリティ

最新版の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に沿ったセキュリティ対策を講じること。

1.1 機器の撤去、データ消去等

- (1) 本契約解除時又は契約期間満了時における機器の撤去は受注者が行うこと
- (2) 新たなシステムへのデータ移行について、可能な範囲で協力すること。
- (3) 機器の撤去する際は、個人情報の漏えいがないようデータを完全に消去すること。
なお、消去方法は発注者と受注者が協議し定めるものとする。

1.2 保守業務

- ・クラウドサーバ上にて、週1回程度、定期的にメンテナンスを行うこと。また、メンテナンス中であっても、電子カルテシステム等が操作できること。
- ・ソフトウェア及びハードウェアの不具合等による連絡を受けた場合は、技術者の派遣またはリモート等により速やかに対応を行うこと。
- ・システム障害が発生した場合は、ただちに発注者に報告するとともに、速やかに復旧に向けて対処すること。
- ・制度改正等に対応して適切な時期にソフトウェアのバージョンアップを行うこと。また、バージョンアップ等の更新作業は自動でを行い、発注者が変更内容を確認できるようにすること。

1.3 システム運用

(1) 夜間診療に対応した問合せ窓口の設置

操作案内、不具合等への対応については以下の時間帯を対象とすること。

○平日：19:00～20:00（携帯電話による対応も可とする）

(2) 操作研修等

- ・操作員等に操作説明等、事前研修を実施すること。（日時は発注者と協議）
- ・レセプトオンライン請求時、集計業務時等、必要に応じて立会い、サポートを行う等、柔軟に対応すること。（内容は発注者と協議）
- ・稼働前には受注者側にて打合せに応じた操作内容のベースを作成し、それに基づき操作説明を医師、看護師、薬剤師及び受付事務職員に実施すること。
(ベース打合せについては、発注者側と協議すること)

(3) マニュアルの提供

- ・システムの操作マニュアルを用意すること（電子データ可）。

1.4 その他

- ・機器の運搬設置及び設定、春日部市小児救急夜間診療所用にカスタマイズするマスター作成、システム保守料金（ソフト及びハード）、仕様書項目13の操作研修等に係る費用を含めること。なお、インターネット環境（光回線）及び使用する部屋（事務室机下）までのLAN配線については発注者の負担で実施する。
- ・オンライン資格確認およびオンライン請求において、IPv6環境に対応していること。
- ・通信インフラはIPv6に対応した構成とし、関連する機能（資格確認・請求処理等）がIPv6ネットワーク上で正常に動作することを要件とする。
- ・この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とで協議して定めることとする。